

# 令和8年1月13日からスタートする「犯罪被害者等支援弁護士制度(犯罪被害者等法律援助)」に関する事前記者説明会のお知らせ



令和8年1月13日、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の創設を内容とする改正総合法律支援法の施行を受け、法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による支援を受けられるようにするための新たな業務を始めます。

今回、この制度を詳しく知っていただきたく、事前の記者説明会を開催いたします。ご出欠については、添付の返信用紙をメール又はファクシミリにより、令和8年1月7日(水)17時までにお送りする形でお知らせください。ただし、事前に連絡されていなくても、当日のご参加は可能です。

広く国民の皆様に本制度を知っていただきたいと考えておりますので、是非ご参加いただき、周知等にご協力いただければ幸いです。

**日 時:** 令和8年1月8日(木)14時から15時  
**会 場:** 法テラス(日本司法支援センター)本部  
 (東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階)  
**内 容:** 「犯罪被害者等支援弁護士制度(犯罪被害者等法律援助)」の制度内容等について説明いたします。



【本件に関する取材先】  
日本司法支援センター本部総務部広報・調査室

